

社会福祉法人はちす会 評議員及び役員等の報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人はちす会の評議員並びに理事及び監事（以下「役員等」という。）に対する報酬並びに費用の弁償（以下「報酬等」という。）について事項を定め、適正な事務運営を図ることを目的とする。

(支給の対象)

第2条 法人定款第8条に規定する評議員及び同じく第21条に規定する役員等を対象とする。ただし、法人が経営する施設の職員が理事に就任している場合は、当該理事は除く。

(報酬等及びその支給基準)

第3条 評議員及び役員等に支給する報酬等並びにその基準は、次の通りとする。
なお、報酬等やその支給基準は、評議員会において決議する。

- (1) 報酬は、評議員会・理事会1回につき3,000円を支給する。
- (2) 理事長の業務に対しては、1時間につき、2,000円を支給する。
- (3) 監事の監査に対しては、1時間につき、2,000円を支給する。
- (4) 費用の弁償は、当法人が要請した行事等に参加した場合、車料として1回につき3,000円とする。
- (5) その他の用務で出張した場合は、社会福祉法人はちす会旅費規程に定める額を支給する。
- (6) 評議員の報酬は、当該年度の総額が10,000円を超えない範囲で支給する。
- (7) 役員等の報酬は、当該年度の総額が30,000円を超えない範囲で支給する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。